

○杉戸町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

令和4年11月7日

告示第262号

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町建設工事標準請負契約約款（令和2年杉戸町告示第129号）第10条第2項及び第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 町長は、次の各号に掲げる期間において、現場代理人の現場への常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
(兼務を認める対象工事)

第3条 町長は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事において、合計で2件までの工事の現場代理人の兼務を認めることができる。ただし、安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した工事であるもの
- (2) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 当初請負契約額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の工事
 - イ 単価契約による工事
 - ウ 現場代理人が主任技術者を兼ねる場合において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に基づき、主任技術者の兼務が認められた工事

(兼務を認める条件)

第4条 町長は、前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めることができる。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理等の現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼務を認める工事の確認方法)

第5条 町長は、第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）にその旨を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、第3条の条件を満たしている工事で、入札公告等に兼務を認める旨の記載がない場合には、町長に対し現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書（様式第1号）により照会することができるものとする。この場合において、町長は、速やかに同様式により受注者へ回答するものとする。

(兼務の手続き)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事が兼務可能であるものであることを確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書）を添付して、町長に現場代理人の兼務届（様式第2号）を提出するものとする。

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行し、同日以後に公告若しくは指名通知を行う入札又は見積を徴取する契約から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書	
工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 金 額	
現場代理人 氏 名	
上記工事は、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。 年 月 日 受注者 会 社 名 代表者名	

上記工事の現場代理人については、 ・ 兼務を認めます。 ・ 兼務は認めません。 年 月 日 杉戸町長

様式第2号（第6条関係）

現場代理人の兼務届		
杉戸町長 あて		
工 事 名		
工 事 箇 所		
現場代理人	氏 名	
	資 格	
現場代理人 の 連 絡 先		（緊急時連絡先）
		（上記以外の連絡先）
上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 年 月 日 受注者 会 社 名 代表者名		
兼務工事 の概要	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	監 督 員	（所属）
		（氏名・連絡先）

注）現場代理人の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の常駐義務の緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。